

# 全国LGBT理解増進ネットワーク会議 規約

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本会は「全国LGBT理解増進ネットワーク会議」と称する。

2 この会の本部事務局は、兵庫県神戸市中央区多聞通1-3-11 ハイツ神戸313号室に置く。  
ただし、平素の活動の事務局を別途、愛媛県松山市平和通6-2-5-2Fに置く。

(目的)

第2条 本会は、同性愛や性別違和など性的マイノリティの人々が、日本社会で自分らしく生きていけるための、すべての基礎となるLGBT理解増進法の成立を目指す。

2 性的マイノリティへの理解を社会に進めて多様性を認め合う誰もが生きやすい社会を目指す為に、政府、地方自治体、教育機関とも連携し、その目的のために必要な啓発および支援活動を行う。

(活動)

第3条 本会は、会の目的を達成するため、次の活動を展開する。

- 1、政党や行政、教育機関、企業など社会への提言
- 2、性的マイノリティに関する教育、啓発ツールの制作
- 3、性的マイノリティ研修を担当する講師の養成
- 4、企業・団体・学校等への講師派遣
- 5、企業・団体へのLGBT採用支援と人材紹介
- 6、LGBTツーリズムを通じた地域の活性化
- 7、その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同して入会した者とする。

- 2 会員の性的指向・セクシュアリティは問わない。
- 3 活動の上で知り得た個人情報については相互に守秘義務を負うものとする。
- 4 退会届を代表に提出することで任意に退会することが出来る。
- 5 会員が本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合、運営委員会の3分の2以上の同意により除名することが出来る。

(会費)

第5条 本会員における年会費は別紙で定める。

- 2 会費は会員申込書に必要事項記入の上入金する。
- 3 継続会員は毎年3月末日までに翌年分を納入する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 副代表世話人 1名
- (3) 事務局担当世話人 1名
- (4) 幹事 (若干名)

(4) アドバイザー (必要に応じて)

上記役員は総会において選任する。

(役員の仕事と報酬)

第7条 代表世話人は、本会を代表し、運営委員会を主宰するとともに、その業務を総括する。

2 副代表世話人は、代表世話人を補佐する。

3 事務局世話人は、会計及び会の事務を行い、代表世話人を補佐する。代表世話人に不慮の事故等があり職務を遂行できない場合は、その業務を代行する。

4 役員の仕事は、原則として無償とする。

5 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(任期)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は会員をもって構成し、年1回以上開催する。

(役員会)

第10条 役員会は、役員と、代表世話人が指名する10名までの会員で構成する。

2 役員会は、代表世話人が召集し、各回の議長は別途選任する。

3 役員会は、本会の運営及び活動の実施に関する重要事項について決定する。

4 必要に応じて若干名のオブザーバーを加えることができる。

(事業報告及び決算)

第11条 事業報告書、会計報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局担当の世話人が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 剰余金は会員に分配せず、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 解散する場合でも、剰余金を会員に分配せず、公益団体等に寄付する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、規約の変更や本会の運営及び活動に関し必要な事項は役員会で定める。

(付則)

設立当初の年会費は5,000円とする。

この規約は、平成29(2017)年2月10日より施行する。